



CREDIT GUARANTEE GUIDE

信用保証ガイド

2026

中小企業への経営支援は保証協会にご相談ください

信用保証協会は「信用保証業務」と「経営支援業務」を行う機関です。群馬県信用保証協会では、経営支援業務を「ライフステージに応じた支援」と称し、様々なご相談に対応しています。

事業承継・金融・経営相談コーナー		相談窓口	
法人：本店所在地 個人事業主：住所地	担当窓口・電話番号	ご相談内容	担当窓口・電話番号
前橋市、佐波郡、渋川市	前橋営業部 保証第一課 TEL027-231-8818	創業	創業支援室 TEL027-219-6003
伊勢崎市、沼田市、 北群馬郡、吾妻郡、利根郡	保証第二課 TEL027-231-8819	女性創業	シルキークレイン TEL027-226-6112
高崎市、藤岡市、富岡市、 安中市、多野郡、甘楽郡	高崎支店 保証第一課・保証第二課・ 経営支援担当 TEL027-362-7733	事業再生	企業支援課 TEL027-225-5025
太田市、邑楽郡、館林市、 桐生市、みどり市	太田支店 保証第一課・保証第二課 TEL0276-48-8811 経営支援担当 TEL0276-48-1518	保証制度・保証申込に かかる全般	保証企画課 TEL027-231-8875

当協会のホームページをご活用ください

保証料シミュレーション

保証申込の際の信用保証料の目安として使用可能な「保証料シミュレーション」をご活用いただけます。

返済方法・借入金額・保証期間・保証料率を入力すれば、お支払いいただく保証料の目安を算出することができます。

(トップページバナー)

保証料シミュレーション

Click!

(制度案内)

区分	[1]	[2]	[3]	[4]	[5]	[6]	[7]	[8]	[9]
料率	1.80%	1.65%	1.45%	1.25%	1.05%	0.90%	0.70%	0.50%	0.35%

Click!

STEP1 返済方法を選択してください。

☐ 一括返済※1 ☒ 均等分割返済

※1 一括返済をご利用される場合は、一括返済を選択してください。

STEP2 次の項目を入力してください。

借入金額※2 円

※2 一括保証をご利用される場合は、借入額を入力してください。

保証期間 カ月

保証料率 % 保証料率を確認する

上記の内容で保証料を試算する場合は、【計算】ボタンをクリックしてください。

計算する

※本機能は【簡易版】となります。正確な信用保証料のお問い合わせについては、「保証料事前照会書」を担当部署までご提出ください。

融資期間チェック表

当協会では根保証などの一部の保証制度を除き、保証期間を原則として期間保証(月数保証)で取り扱っています。該当融資に係るスケジュールが保証書に記載されている保証条件に合致しているか(融資期日が保証期間内であるか等)、融資実行前に必ずご確認ください。

アクセス	当協会ホームページ → 金融機関専用ページ → その他金融機関向け資料集
------	--------------------------------------

目 次

TOPICS

経営者保証を不要とする保証について

保証料の上乗せを行うことで、経営者保証が不要となる保証制度	2
事業者選択型経営者保証非提供制度(横断的制度)、	3
事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度(国補助制度)	
金融機関との連携により経営者保証を不要とする取扱い(略称：金融機関連携型)	4
担保充足型	
財務要件型無保証人保証制度	
スタートアップ創出促進保証、群馬県創業者・再チャレンジ支援資金Dタイプ	
事業承継特別保証制度、経営承継借換関連保証	

信用保証制度のご案内

モニタリング強化型特別保証制度	5
協調支援型特別保証制度・群馬県経営サポート資金協調支援型特別保証要件(Iタイプ)	6
経営改善サポート保証(経営改善・再生支援強化型)	7
未来挑戦応援保証(Gアップ保証)	8
各種保証制度に係るモニタリング報告について	9

信用保証 GUIDE

信用保証協会のご利用案内

信用保証協会の概要	10
信用保証の内容	11
信用保証の対象となる中小企業	12
許認可の確認が必要な業種	14

巻末資料

主な保証制度一覧	18
----------	----

反社会的勢力に係る企業等への保証はいたしません

1. 暴力団等の反社会的勢力は、信用保証の対象とはなりません

公共性の高い使命と重い社会的責任を負う信用保証協会としては、暴力団等の反社会的勢力に対しては信用保証を行いません。

また、申込人や保証人が、自らまたは第三者を利用して暴力的な要求行為や法的な責任を超えた不当な要求行為等を行う場合も保証の対象としておりません。

信用保証をご利用の際にご提出いただく信用保証委託契約書には、委託者ご本人または保証人が暴力団等の反社会的勢力に該当しないこと、またはそれに類する行為を現在かつ将来にわたり行わないことなどを表明、確約していただくため、反社会的勢力を排除する旨の条項を定めております。

暴力団等の反社会的勢力は、信用保証の対象とはなりませんのでご注意ください。

信用保証制度を不正に利用した場合は、法令により処罰されます。

2. 第三者が介在、介入する保証申込は取り扱いいたしません

信用保証協会では、信用保証制度を悪用する行為を排除し、公正な保証の取り扱いをするために、暴力団関係者や金融斡旋屋等の第三者が介在、介入する保証申込は取り扱いいたしません。



経営者保証を不要とする保証について

経営者保証とは、会社が金融機関から融資を受ける際に、経営者個人が会社の連帯保証人となることを言います。かつては、会社が融資を受ける場合には、経営者保証を求めることが一般化していましたが、思い切った事業の展開や企業の活力向上を後押しするため、経営者保証を求めない保証制度で経営者保証に頼らない融資を推進します。

まずは、以下のような経営状況であることをご確認ください
①法人と経営者との関係の明確な区分・分離
②財務基盤の強化
③財務状況の正確な把握、適時適切な情報開示等による経営の透明性確保

令和4年6月改正「経営者保証に関するガイドライン」より抜粋

▼保証料の上乗せを行うことで、経営者保証が不要となる保証制度

保証料の上乗せを行うことで、経営者保証が不要となる保証制度をご紹介します。

協会制度および自治体制度に適用される「事業者選択型経営者保証非提供制度」、上乗せとなる保証料に対して、国から保証料の補助が受けられる「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度」があります。

●制度概要

対 象 者	次の(1)～(5)をすべて満たす法人(※1) (1) 過去2年間、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること (2) 直前決算において、代表者等への貸付金その他の金銭債権がなく、かつ、代表者への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと (3) 次のいずれかを満たすこと ①直前決算において債務超過でない(※2) ②直前2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字でない(※3) (4) 次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること ①保証申込後においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること ②保証申込日を含む事業年度以降の決算において代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上適切な範囲を超えていないこと (5) 保証料率の引上げを条件として保証人の保証を提供しないことを希望していること
信用保証料率	対象者(3) ①及び②の<u>いずれも</u>満たす場合 0.7% ～ 2.45% (所定の保証料率に0.25%上乗せした保証料率です) 対象者(3) ①又は②の<u>いずれか一方</u>を満たす場合、又は法人の設立後2事業年度の決算がない場合 0.9% ～ 2.65% (所定の保証料率に0.45%上乗せした保証料率です)

※1 法人の設立後最初の事業年度(設立事業年度)の決算がない法人の場合、(1)、(2)及び(3)は問いません。
設立事業年度の次の事業年度の決算がない法人の場合(3)は問いません。

※2 貸借対照表において「純資産の額 ≥ 0 」となること。

※3 損益計算書において「経常利益+減価償却 ≥ 0 」となること。

【事業者選択型経営者保証非提供制度(横断的制度)】

前ページの要件を満たすことで、下記の「対象となる保証制度」の経営者保証を不要とすることができます。本制度は、協会制度および自治体制度に適用されるため、独立した個別の保証制度ではありません。

対象となる保証制度	原則として次の信用保険が付保された保証が本制度の対象となります。 ・無担保保険 ・公害防止保険 ・エネルギー対策保険・海外投資関係保険・新事業開拓保険・事業再生保険
-----------	---

※制度として経営者保証を提供しない制度は本制度とは別で、経営者保証を非提供とすることができます。

※自治体の制度融資についても本取扱の対象となります。

【事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度(国補助制度)】

前ページ記載の上乗せとなる保証料に対して、国から保証料の補助が受けられる制度です。

●制度概要

保証限度額	8,000 万円 ※セーフティネット保証 4、5 号の場合は別枠で 8,000 万円
責任共有制度	責任共有対象 ※セーフティネット保証 4 号の場合は責任共有対象外
対象資金	運転資金、設備資金
申込方法	金融機関経由
返済方法	一括返済または分割返済
保証期間	一括返済の場合 1 年以内 分割返済の場合 10 年以内 (据置期間 1 年以内)
信用保証料率	前ページ記載の上乗せとなる保証料に対して、下記のとおり国から 0.05% の保証料補助が受けられます。 保証料補助の取扱期間：令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
担保	不要（無担保）
保証人	不要（無保証人）
融資利率	金融機関所定利率
添付書類	信用保証協会所定の申込資料のほか、次の資料が必要です。 事業者選択型経営者保証非提供要件確認書兼誓約書



▼金融機関との連携により経営者保証を不要とする取扱い (略称：金融機関連携型)

次の①～③をすべて満たす法人について、経営者保証を不要とする保証を利用できます。『金融機関との連携により経営者保証を不要とする取扱い』確認書』を添付してお申込ください。

- ①取扱金融機関において、信用保証協会の保証を付さない、経営者保証を不要とし、かつ担保による保全がない融資残高がある（または同じタイミングで上記と同内容の融資を行う）こと。
- ②「直近決算期において債務超過でない」かつ「直近2期の決算期において減価償却前経常利益が連続して赤字でない」こと。
- ③法人と経営者との一体性解消が図られていることを取扱金融機関が確認していること。

▼担保充足型

法人または経営者が所有する不動産の担保提供があり、十分な保全が図られている申込について、経営者保証を不要とする保証を利用できます。

▼財務要件型無保証人保証制度

直近決算において、一定の要件を充足する中小企業者が利用できる保証制度です。財務要件型無保証人保証制度資格要件確認書を添えてお申込ください。制度一覧における「11 財務要件型無保証人保証制度」のご利用となります。

【制度要件】

直近決算において、次の基準ア～ウのうちいずれかに該当する中小企業者。（①純資産額により、基準ア～ウのいずれかに分類し、②または③のいずれか、及び④または⑤のいずれかに該当する法人）

項目	基準ア	基準イ	基準ウ
①純資産額	5千万円以上3億円未満	3億円以上5億円未満	5億円以上
②自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上
③純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上
④使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上
⑤インタレストガバレッジレシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上

▼スタートアップ創出促進保証、群馬県創業者・再チャレンジ支援資金Dタイプ

創業から一定期間を経過していない方の資金繰り円滑化を図るとともに、経営者保証を不要とし、創業機運の醸成による創業者の増加ならびに廃業・倒産経験者などの事業経営への再挑戦、中小企業者の積極的な事業展開を推進することで、創業者の事業活性化を目的とした保証制度です。

▼事業承継特別保証制度、経営承継借換関連保証

事業承継特別保証は、事業承継時に経営者保証を不要とする保証付き融資で、後継者の方の不安を和らげ、円滑な事業承継をサポートするための保証制度です。

経営承継借換関連保証は、事業承継に併せて保証債務を借り換える際の資金に対して、経営者保証を求めない保証制度です。

信用保証制度のご案内

▼モニタリング強化型特別保証制度

事業者との定期的な接点を持つ支援者（例：税理士・公認会計士・中小企業診断士等）・地域金融機関・信用保証協会が連携し、中小企業者の経営状況の変化の予兆を早期に把握することで、必要な事業者支援を行う体制を構築していくことを目的として、お客様が月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、金融機関及び保証協会に経営状況等を報告することを条件に、信用保証料の一部を国が補助する保証制度です。

●制度概要

対 象 者	認定経営革新等支援機関との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、経営状況等の報告を行うことを誓約する書面を提出している方。 なお、当該認定経営革新等支援機関が申込金融機関である場合は、申込人の金融機関からの総借入金残高のうち申込金融機関におけるプロパー融資残高の割合が5割以上である方に限ります。									
保証限度額	2億8,000万円（組合等の場合は4億8,000万円）									
責 任 共 有	責任共有対象									
対 象 資 金	運転資金、設備資金									
返 済 方 法	一括返済または分割返済									
保 証 期 間	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 10年以内 （据置期間は運転資金1年以内、設備資金及び運転設備資金3年以内）									
信用保証料率	信用保証協会への保証申込日が令和8年3月16日から令和9年3月31日までの場合、次の表に定める補助率に相当する額を国が補助します。									
	料率区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	料率（％）	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
	補助率（％）	0.95	0.87	0.77	0.67	0.57	0.50	0.40	0.30	0.22
	事業者負担（％）	0.95	0.88	0.78	0.68	0.58	0.50	0.40	0.30	0.23
	※本制度の取扱期限は令和11年3月31日（保証申込受付）ですが、令和9年4月1日以降の保証申込について、補助の有無や補助を実施する場合の補助率は未定です。 ※担保割引・会計参与設置会社・その他定性要因割引は適用しません。また、条件変更保証料は補助対象外です。 ※事業者選択型経営者保証非提供制度の対象ですが、上乗せ分の保証料については補助対象外です。									
担 保	必要に応じて徴求する。									
保 証 人	個人事業主は不要。 法人は必要に応じて徴求する。 ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。									
融 資 利 率	金融機関所定利率									
添 付 書 類	信用保証協会所定の申込資料 モニタリング強化型特別保証制度申込人資格要件申告書兼誓約書									
取 扱 期 間	令和8年3月16日から令和11年3月31日までに信用保証協会が保証申込を受け付けたものとします。									

認定経営革新等支援機関とは…中小企業等経営強化法第31条第2項の規定に基づき、主務大臣の認定を受けた税理士・金融機関等です。



▼協調支援型特別保証制度・群馬県経営サポート資金協調支援型特別保証要件（Iタイプ）

原材料価格の高騰、物価高、人手不足等の影響を受ける中小企業者に対し、金融機関のプロパー融資と保証付き融資を組み合わせることなどにより、金融仲介機能の一層の強化を図り、中小企業者の経営の安定や事業の発展など多岐にわたる経営課題解決への取組に資することを目的とした保証制度です。

●制度概要

	協調支援型特別保証制度	群馬県経営サポート資金協調支援型特別保証要件（Iタイプ）
対 象 者	次のいずれかに該当する方 ①申込金融機関から本制度による保証付き融資の実行と原則同時に本保証付き融資額の1割以上（融資期間12か月以上）のプロパー融資を受ける方 ②申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う方	
保証限度額	2億8,000万円（組合等の場合は4億8,000万円）	1億円
責任共有	責任共有対象	
対象資金	運転資金、設備資金	
返済方法	一括返済または分割返済	
保証期間	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 10年以内（据置期間は運転資金1年以内、設備資金及び運転設備資金3年以内）	
担保	必要に応じて徴求	
保証人	必要に応じて徴求（法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない）	
融資利率	金融機関所定利率	1.7%以内
信用保証料率	対象者①の場合【表1-1】 対象者②の場合【表2】を適用	対象者①の場合【表1-1】または【表1-2】 対象者②の場合【表2】を適用
添付書類	信用保証協会所定の申込資料のほか、次の資料を添付 申込人資格要件申告書兼誓約書 経営行動計画書（対象者②の場合のみ）	

通常保証料率に対し、下記の各補助区分欄に掲げる料率に相当する額を国が補助します。

【表1-1】

料率区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
料率（%）	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
補助（%）	0.63	0.58	0.51	0.45	0.38	0.33	0.26	0.20	0.15
事業者負担（%）	1.27	1.17	1.04	0.90	0.77	0.67	0.54	0.40	0.30

※1 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの補助率です（令和9年4月1日以降は補助率が異なります）

※2 条件変更に伴い追加して生じる保証料については補助の対象外となります

【表1-2】 令和8年6月12日保証申込受付分～令和8年12月31日融資実行分が対象です

料率区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
料率（%）	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
補助（%）	0.95	0.87	0.77	0.67	0.57	0.50	0.40	0.30	0.22
事業者負担（%）	0.95	0.88	0.78	0.68	0.58	0.50	0.40	0.30	0.23

※1 国の補助率1/3相当に県の補助率1/6相当が上乘せされます

※2 県の保証料補助対象期間外は【表1-1】の保証料率が適用されます

※3 条件変更に伴い追加して生じる保証料については補助の対象外となります

【表2】

料率区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
料率（%）	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
補助（%）	0.47	0.43	0.38	0.33	0.28	0.25	0.20	0.15	0.11
事業者負担（%）	1.43	1.32	1.17	1.02	0.87	0.75	0.60	0.45	0.34

※1 条件変更に伴い追加して生じる保証料については補助の対象外となります

▼経営改善サポート保証（経営改善・再生支援強化型）

（正式名称：事業再生計画実施関連保証制度）

多くの中小企業者が資材高騰や物価高、人手不足等による影響を受けている中、早期の事業再生に向けた取り組みを促すため、産業競争力強化法第134条に規定する認定支援機関の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等に従って事業再生を行う中小企業者の資金調達を支援することにより、中小企業者の事業再生の着実な進捗を図り、もって、中小企業の活力の再生を図ることを目的とした保証制度です。

●制度概要

対 象 者	下段の「事業計画書（※1）」に該当する計画に従って事業再生に取り組み、金融機関に対して計画の実行状況の報告を行う方（第二会社方式による新設会社も含む）。なお、計画は以下の①～③を満たすものまたは含むものとする。 ①債権者間の合意がとれているもの ②申込人の経営に係る現況・課題と課題を踏まえた改善策 ③計画期間中の各事業年度の収支計画および計画終了時の定量目標ならびにその達成に向けた具体的な行動計画		
保証限度額	2億8,000万円（一般保証とは別枠） （組合等の場合は4億8,000万円以内）		
責任共有	金融機関が選択している責任共有制度の方式 （ただし、責任共有制度対象除外となる既往借入金を本制度で借り換える場合であって、既往借入金の範囲内の額を借り換える場合は、責任共有制度の対象除外となります。）		
対象資金	事業計画書（※1）に基づく運転・設備資金、借換資金		
保証期間	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 15年以内（据置期間3年以内）		
保証人	必要に応じて徴求（法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。経営者保証免除対応適用の場合は、法人代表者の連帯保証人を徴求しない。）		
信用保証料率	責任共有対象の場合 0.8%（経営者保証免除対応を適応する場合は1.0%） 責任共有対象外の場合 1.0%（経営者保証免除対応を適応する場合は1.2%）		
保証料補助	責任共有対象の場合 0.4%（経営者保証免除対応を適応する場合は0.6%） 責任共有対象外の場合 0.6%（経営者保証免除対応を適応する場合は0.8%） ※条件変更に係る保証料は補助対象外		
融資利率	金融機関所定利率	担 保	必要に応じて徴求
事業計画書（※1）	必要となる主な計画は以下のとおりです。 ①中小企業基盤整備機構の指導または助言を受けて作成された事業再生の計画 ②認定支援機関（産業復興相談センターを含む）の指導または助言を受けて作成された事業再生計画 ③経営サポート会議による検討に基づき作成または決定された事業再生計画 ④認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定支援した事業再生計画 他にも本制度の対象となる計画がございます。詳しくは当協会までお問い合わせください。		
取扱期間	令和9年3月31日までに信用保証協会が保証申込受付したもの。		



▼未来挑戦応援保証（Gアップ保証）

経営環境の悪化から資金繰りに支障が生じることを予防するため、群馬県中小企業活性化協議会の早期経営改善計画策定支援（通称「バリューアップ支援事業」、以下「Vアップ事業」という。）を活用し、本源的な収益力の改善や事業力の向上等、自発的に経営改善に取り組む中小企業の資金繰りを下支えすることを目的とした保証制度です。

●制度概要

対 象 者	群馬県中小企業活性化協議会の Vアップ事業を利用する中小企業で、以下の要件に該当する方。 (1) 過去に金融機関の合意形成を伴う経営改善計画の策定をしたことがない (2) 同一事業の業歴が3年以上で、2期以上の決算（確定申告）を行っている (3) 申込金融機関がメインバンクまたは準メインバンクである (4) 申込時に以下のいずれかの要件を満たす ・直近決算で償却前経常利益が赤字でない ・直近の一期前決算で償却前経常利益が赤字でない ・直近決算で債務超過でない (5) 個人事業主の場合、貸借対照表を作成している
保証限度額	8,000万円 ただし、運転資金は直近決算の平均月商の2か月分以内（既存借入の回収分を除く）
責任共有	責任共有対象
対象資金	運転資金、設備資金 一般保証に限り本保証での借換も可能
返済方法	均等分割返済
保証期間	13年以内（うち据置期間3年以内）
信用保証料率	通常料率より10%割引（下表の通り）
担保	必要に応じて徴求する。
保証人	個人事業主は不要。 法人は必要に応じて徴求する。 ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。
融資利率	金融機関所定利率
添付書類 （必須）	Vアップ事業の利用を申請し、承認を得た通知書（写し）

[信用保証料率]

料率区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
料率 (%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
本制度 (%)	1.710	1.575	1.395	1.215	1.035	0.900	0.720	0.540	0.405

▼各種保証制度に係るモニタリング報告について

既存の保証制度に加えて、金融機関の皆さまからご提出をいただく業況報告（モニタリング報告）が多種多様となっていますので、ご提出いただく時期や頻度をご紹介します。

●金融機関によるモニタリング報告の整理表

制度名	提出頻度	モニタリング期間	報告期間	報告書書式
①経営安定関連保証 (SN 4号、5号) (※1) (※2)	年2回	上期 (4月～9月) 下期 (10月～3月)	各半期末から 2か月以内	業況報告書 (※6)
②危機関連保証 (※1)				
③群馬県新型コロナウイルス感染症対応資金 (※3)				
④旧経営力強化保証 (本制度と併用した自治体制度を含む)	年1回	各事業年度 (決算日の翌日から翌決算日まで)	各事業年度 終了後 4か月以内	事業計画実行状況等 報告書 (例) (※6)
⑤事業再生計画実施関連保証 (感染症対応型を含む)				事業再生計画実行状況等報告書 (例) (※6)
⑥事業再生計画実施関連保証 (経営改善・再生支援強化型)				フォローアップ報告 (協会向け) (※7)
⑦伴走支援型特別保証制度 (※4)				
⑧経営力強化保証 (本制度と併用した自治体制度を含む)				
⑨協調支援型特別保証制度			決算月により 6月または12月	モニタリング報告書
⑩モニタリング強化型特別保証制度				
⑪群馬県創業者・再チャレンジ支援資金B-2・B-3 (※5)	1回	融資実行から 6か月後	融資実行から 8か月以内	モニタリング報告書 (※6)

※1 モニタリング報告期間は、貸付実行後5年間となります。

※2 令和4年10月1日以降に保証承諾した新型コロナウイルス感染症に係る4号認定書を用いた保証が対象となります。
平成30年3月31日までに保証申込受付した5号認定書を用いた保証が対象となります。

※3 据置期間が1年を超える保証（初回返済日が貸付実行日の1年後の応答日の翌日以降となる場合）が対象となります。
SN5号認定または危機関連認定を利用した保証でも、モニタリング報告の基準は本制度の基準に則ってください。

※4 他制度の業況報告の免除要件があります。

・中小企業者の事業年度ではなく、半期毎に報告を行う保証制度（①～③）を利用中の中小企業者に対し、本制度を保証期間3年を超えて実行し、基準月（3月・9月）の末日において同一金融機関で本制度と半期毎に報告を行う制度の残高がある場合は、半期毎に報告を行う制度分について報告したものとして取り扱ってよい。

・なお、半期毎に報告を行う制度よりも本制度が先に完済となった場合及び期間短縮の条件変更により本制度の保証期間が結果的に3年以内となった場合、その後に基準月の末日を迎えても、半期毎に報告を行う制度の報告義務は復活しない。ただし、基準月の末日において本制度と半期毎に報告を行う制度の残高が併存しない場合は、一時的に併存した期間（例：4月から8月）があったとしても、半期毎に報告を行う制度の報告が必要となる。

※5 報告書の提出は1回ですが、その後、融資実行後2期分の確定申告書をご提出いただきます。

※6 当協会ホームページ（金融機関専用ページ）に雛形がありますので、ダウンロードしてご利用ください。なお、①～③の業況報告書については金融機関の本母店を経由した電子媒体（Excel形式）での授受を推奨しています。

※7 書式は国から金融機関の皆さまへ提供されます。当協会では提供していません。

お客さまのもとへご訪問された際に、経営に関するお悩みや経営課題などのご相談を受けた場合は、当協会の経営支援課または前橋営業部・各支店の保証課へご連絡ください。

信用保証協会のご利用案内

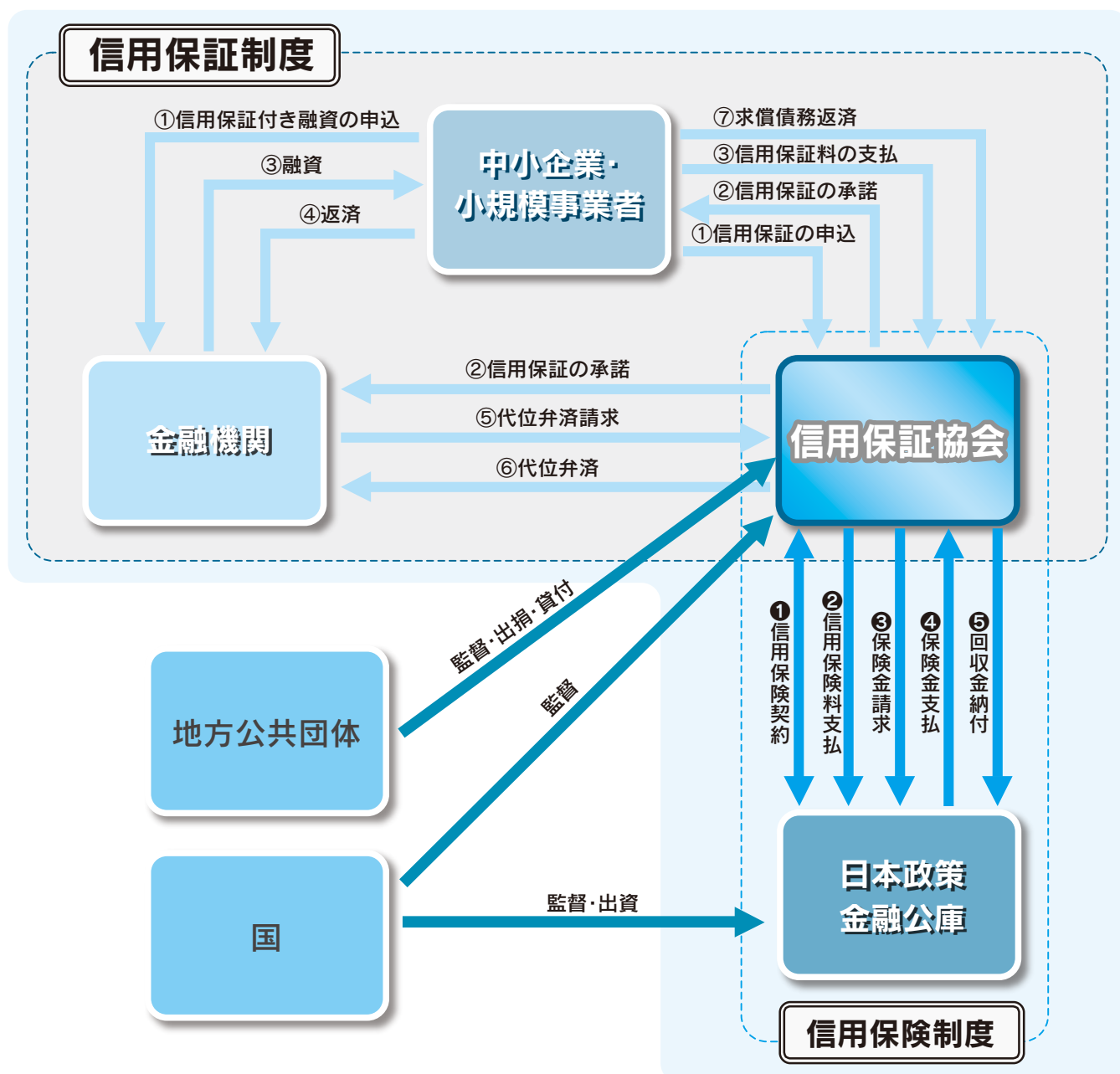
信用保証協会の概要

1 信用保証協会

信用保証協会は、「信用保証協会法（昭和28年8月10日法律第196号）」に基づき設立、運営されている公的な機関です。中小企業の皆さまが金融機関から事業資金の融資を受ける際、公的な機関として「信用保証」を行って、資金繰りをサポートするとともに、関係機関と連携して各種支援業務を行います。全国に51協会あり、群馬県においては群馬県信用保証協会が業務を行っています。

2 信用補完制度

信用補完制度は、中小企業、金融機関、信用保証協会の三者から成り立つ「信用保証制度」と、信用保証協会が行う債務の保証について日本政策金融公庫が再保険を行う「信用保険制度」の総称です。両制度は、相互に一体的に機能しています。



信用保証の内容

1 保証限度額

1 企業者に対する保証限度額は下表のとおりです。

個人・法人	2億8,000万円
組合	4億8,000万円

このほか、国の各種政策目的により制定された特別保証について上記保証限度額とは別に保証限度額が設けられているものもあります（セーフティネット保証等）。

2 資金使途

事業の経営に必要な運転資金、設備資金

3 担保・連帯保証人

担保は、必要に応じて提供していただきます。

連帯保証人は、必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。また、経営者保証に関するガイドラインの趣旨に照らして、連帯保証人を不要とする取り扱いや、保証料を上乗せすることで連帯保証人を不要とできる場合があります。

4 信用保証料率

（1）一般的な保証における信用保証料率（弾力化）

信用保証協会では、信用保証を利用する中小企業から信用保証料をいただいています。信用保証料の計算に用いる信用保証料率は、個々の中小企業の財務状況などを考慮し、原則として9つの区分の中から適用されます。一般的な信用保証料率は下表のとおりです。

（単位：％）

区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
責任共有制度対象外の信用保証料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
責任共有保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45

保証料の上乗せにより経営者保証を不要とする対応を行う場合には、お客さまの財務内容に応じた上記保証料率に0.25%もしくは0.45%が上乗せされます。

（2）信用保証料率の割引

担保を提供していただく場合や、会計参与を設置している等財務内容の透明性が高い法人、群馬県の県制度融資の一部などにおいては、信用保証料率の割引を行っています。

信用保証の対象となる中小企業

1 人格

(1) 原則として対象となる人格

個人	個人事業者は対象となります。
会社等	株式会社、特例有限会社、合名会社、合資会社、合同会社、監査法人、弁理士法人、弁護士法人、税理士法人、司法書士法人、社会保険労務士法人、土地家屋調査士法人及び行政書士法人が対象となります。
組合	対象となります。次ページの【5 規模(2) 組合の場合】を参照してください。
特定非営利活動法人 (NPO法人)	特定事業を行うNPO法人は原則として対象となります。ただし、個別法により中小企業者と「みなされた」NPO法人は、一部の保証制度のみ対象となります。

(2) 一部対象となる人格・対象とならない人格

一般社団法人 一般財団法人 社会福祉法人	医業を主たる事業とする場合は対象となります。
その他	学校法人・宗教法人・中間法人・有限責任事業組合(LLP)は対象となりません。

※医業には、日本標準産業分類上の「病院」「一般診療所」「歯科診療所」「獣医業」及び「介護老人保健施設」が該当します。

※上表以外にも対象となる場合があります。

2 住所

法人の場合は本店又は事業所のいずれかを、個人事業者の場合は住居又は事業所のいずれかを群馬県内に有し、事業を営んでいることが必要です。なお、地方公共団体の制度融資では、別途定めがある場合があります。

3 業種

商工業等の大部分の業種は信用保証の対象となりますが、主に次の業種は対象外となります。

主な対象外業種	・農業 ・林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く） ・漁業 ・その他、信用保険法等で定める一部のサービス
---------	--

4 営業経歴

営業年数を問わず、客観的に事業を行っていることが明らかであれば対象となります。創業関連保証等、創業に係る一部の保証制度では、これから創業する方も保証の対象となります。なお、地方公共団体の制度融資では、別途定めがある場合があります。

5 規模

(1) 個人・会社の場合

個人の場合、常時使用する従業員の数が下表に該当すれば対象となります。会社の場合、資本金と常時使用する従業員の数のいずれかが下表に該当すれば規模要件を満たすことになります。なお、中小企業者としての資格喪失が見込まれる場合はご利用いただけません。

【保証の対象となる企業規模】

業 種	資本金	従業員数 (小規模企業者) (※1)
製造業等 (建設業・運送業・不動産業を含む) (※2)	3 億円以下	300人以下 (20人以下)
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ 製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3 億円以下	900人以下 (20人以下)
卸売業	1 億円以下	100人以下 (5 人以下)
小売業・飲食業	5,000万円以下	50人以下 (5 人以下)
サービス業	5,000万円以下	100人以下 (5 人以下)
ソフトウェア業・情報処理サービス業	3 億円以下	300人以下 (20人以下)
旅行業	3 億円以下	300人以下 (20人以下)
宿泊業 (旅館業を除く)・娯楽業	5,000万円以下	100人以下 (20人以下)
旅館業	5,000万円以下	200人以下 (20人以下)
医業を主たる事業とする法人 (※3)	—	300人以下 (20人以下)

※1 小規模企業者に該当する場合、小口零細企業保証制度等の規模要件を充足します。規模要件以外の要件について、詳しくは当協会までお問い合わせください。

※2 製造業等の「等」とは、卸売業、小売業、サービス業以外の業種をいいます。

【例】建設業、不動産業 (建物売買業、土地売買業、不動産賃貸業、貸家業、貸間業、不動産代理業・仲介業、不動産管理業)、運送業、通運事業、倉庫業、印刷業、出版業、電気・ガス・熱供給・水道業、生命・損害保険代理業・土石採取業、木材伐出業、鉱業

※3 医業を主たる事業とする法人とは、医療法人及び医業を主たる事業とする社会福祉法人、財団法人又は社団法人をいいます。個人・会社等の場合は、サービス業の規模要件をご確認ください。

※ 中堅企業 (破綻金融機関等関連) 特別保証の規模要件等は、別に定められています。詳しくは当協会までお問い合わせください。

(2) 組合の場合

当該組合が保証対象事業を営むこと、またはその構成員の3分の2以上が保証対象事業を営むことなどが要件となっているため、組合自体の出資の総額及び従業員についての規制はありません (ただし、構成員に規則を設けるものもあります)。

(3) NPO法人の場合

常時使用する従業員の数が下表に該当する場合に対象となります。

業種	従業員数 (小規模企業者)
製造業等 (建設業・運送業・不動産業を含む)	300人以下 (20人以下)
卸売業	100人以下 (5 人以下)
小売業・飲食業	50人以下 (5 人以下)
サービス業	100人以下 (5 人以下)
ソフトウェア業・情報処理サービス業	300人以下 (20人以下)
旅行業	300人以下 (20人以下)
宿泊業 (旅館業を除く)・娯楽業	100人以下 (5 人以下)
旅館業	100人以下 (20人以下)
医業	300人以下 (20人以下)

許認可の確認が必要な業種

免許・許可・認可・登録・届出等を必要とする業種（許認可業種）については、その許認可を取得していることが必要です。保証申込時に許認可証の写しをご提出していただきます。

許認可等を受けている方と借入名義人が一致していることが必要です。ただし、個人事業者の一部許認可については、借入人と許可名義人が異なっても対象となるものもあります。

また、許認可は、有効期間内であることが必要です。ただし、許認可の有効期間を経過していても、有効期限内に再申請の手続をしている場合については、許可申請書の写しをもって保証を行うことができます。許認可の再申請手続き中に保証を行った場合は、許可取得完了後に許認可証の写しをご提出いただきます。

【許認可の確認が必要な業種】 許認可権者欄の（ ）内は、各根拠法による権限移譲先

番号	業種	許可等	根拠法	有効期間	許認可権者
1	食料品製造業	許可	食品衛生法（55条）	5年を下らない期間	都道府県知事（市長）
2	食料品販売業	許可	食品衛生法（55条）		都道府県知事（市長）
3	飲食店	許可	食品衛生法（55条）		都道府県知事（市長）
4	建設業	許可	建設業法（3条） （参考）以下のような「軽微な工事」のみを請け負って営業する場合には、必ずしも許可を受けなくてもよいこととされています。 [1] 建築一式工事については、工事1件の請負代金の額が1,500万円未満の工事または延べ面積が150㎡未満の木造住宅工事 ●「木造」…建築基準法第2条第5号に定める主要構造部が木造であるもの ●「住宅」…住宅、共同住宅及び店舗等との併用住宅で、延べ面積が2分の1以上を居住の用に供するもの [2] 建築一式工事以外の建設工事については、工事1件の請負代金の額が500万円未満のもの ※上記金額には取引に係る消費税及び地方消費税の額を含みます。	5年	国土交通大臣 又は 都道府県知事
5	一般旅客自動車運送事業 （一般貸切旅客自動車運送事業を除く。）	許可	道路運送法（4条）	—	国土交通大臣（地方運輸局長）
6	一般旅客自動車運送事業 （一般貸切旅客自動車運送事業に限る。）	許可	道路運送法（4条、8条）	5年	国土交通大臣（地方運輸局長）
7	特定旅客自動車運送事業	許可	道路運送法（43条）	—	国土交通大臣（地方運輸局長）
8	自家用有償旅客運送事業	登録	道路運送法（第79条）	2年又は5年（更新時2年、3年又は5年）（注1）	国土交通大臣（地方運輸局長）
9	一般貨物自動車運送事業	許可	貨物自動車運送事業法（3条）	—	国土交通大臣（地方運輸局長）
10	特定貨物自動車運送事業	許可	貨物自動車運送事業法（35条）	—	国土交通大臣（地方運輸局長）
11	旅館業	許可	旅館業法（3条）	—	都道府県知事 又は 市長
12	古物営業	許可	古物営業法（3条）	—	都道府県公安委員会
13	薬局	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第4条）	6年	都道府県知事
14	医薬品（体外診断用医薬品を除く）・医薬部外品・化粧品製造販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第12条）	5年（薬局製造販売医薬品の製造販売は6年）	厚生労働大臣（都道府県知事）

番号	業種	許可等	根拠法	有効期間	許認可権者
15	医薬品（体外診断用医薬品を除く）・医薬部外品・化粧品製造業（製造工程のうち保管のみを行う場合を除く）	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第13条）	5年（薬局製造販売医薬品の製造販売は6年）	厚生労働大臣（都道府県知事）
16	医薬品（体外診断用医薬品を除く）・医薬部外品・化粧品製造業（製造工程のうち保管のみを行う場合に限る）	登録	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第13条の2の2）	5年	厚生労働大臣（都道府県知事）
17	医療機器・体外診断用医薬品製造販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第23条の2）	5年	厚生労働大臣（都道府県知事）
18	医療機器・体外診断用医薬品製造業	登録	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第23条の2の3）	5年	厚生労働大臣
19	再生医療等製品製造販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第23条の20）	5年	厚生労働大臣（都道府県知事）
20	再生医療等製品製造業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第23条の22）	5年	厚生労働大臣
21	医薬品販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第24条）	6年	都道府県知事
22	高度管理医療機器・特定保守管理医療機器販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第39条）	6年	都道府県知事
23	高度管理医療機器・特定保守管理医療機器賃貸業（注2）	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第39条）	6年	都道府県知事
24	医療機器修理業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第40条の2）	5年	厚生労働大臣（都道府県知事）
25	再生医療等製品販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第40条の5）	6年	都道府県知事
26	一般廃棄物処理業	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（7条）	2年	市町村長
27	産業廃棄物処理業	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（14条）	5年（更新時5年又は7年）（注3）	都道府県知事
28	特別管理産業廃棄物処理業	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（14条の4）	5年（更新時5年又は7年）	都道府県知事
29	有料職業紹介事業	許可	職業安定法（30条）	3年（更新時5年）	厚生労働大臣
30	病院・診療所・助産所	許可	医療法（7条）	—	都道府県知事
31	宅地建物取引業	免許	宅地建物取引業法（3条）	5年	国土交通大臣 又は 都道府県知事
32	酒類製造業	免許	酒税法（7条）	—	税務署長

番号	業種	許可等	根拠法	有効期間	許認可権者
33	酒母・もろみ製造業	免許	酒税法（8条）	—	税務署長
34	酒類販売業	免許	酒税法（9条）	—	税務署長
35	第1種高圧ガス製造業	許可	高圧ガス保安法（5条）	—	都道府県知事 又は 指定都市の長
36	液化石油ガス販売業	登録	液化石油ガスの保安の確保及び取引の 適正化に関する法律（3条）	—	経済産業大臣（経済産業局長） 又は 都道府県知事
37	労働者派遣事業	許可	労働者派遣事業の適正な運営の確保及 び派遣労働者の保護等に関する法律 （第5条）	3年（更新時5年）	厚生労働大臣
38	家畜商	免許	家畜商法（3条）	—	都道府県知事
39	浄化槽清掃業	許可	浄化槽法（35条）	期限を付すことができ る（概ね2年）	市町村長
40	興行場	許可	興行場法（2条）	—	都道府県知事
41	浴場業	許可	公衆浴場法（2条）	—	都道府県知事
42	測量業	登録	測量法（55条）	5年	国土交通大臣
43	砂利採取業	登録	砂利採取法（3条）	—	都道府県知事
44	採石業	登録	採石法（32条）	—	都道府県知事
45	建築士事務所	登録	建築士法（23条）	5年	都道府県知事
46	電気工事業	登録	電気工事業の業務の適正化に関する法 律（3条）	5年	経済産業大臣（経済産業局長） 又は 都道府県知事
47	自動車特定整備事業	認証	道路運送車両法（78条）	—	地方運輸局長
48	揮発油販売業	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律 （3条）	—	経済産業大臣（経済産業局長）
49	揮発油特定加工業	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律 （12条の2）	—	経済産業大臣（経済産業局長）
50	軽油特定加工業	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律 （12条の9）	—	経済産業大臣（経済産業局長）
51	住宅宿泊事業（注4）	届出	住宅宿泊事業法（第3条）	—	都道府県知事（市長）
52	接待飲食等営業（注5）	許可	風俗営業等の規制及び業務の適正化等 に関する法律（第3条）	—	都道府県公安委員会
53	遊技場営業（注6）	許可	風俗営業等の規制及び業務の適正化等 に関する法律（第3条）	—	都道府県公安委員会
54	包括信用購入あっせん 業（少額包括信用購入 あっせん業を除く）	登録	割賦販売法（第31条）	—	経済産業大臣
55	包括信用購入あっせん 業（少額包括信用購入 あっせん業に限る）	登録	割賦販売法（第35条の2の3）	—	経済産業大臣
56	クレジットカード番号 等取扱契約締結事業	登録	割賦販売法（第35条の17の2）	—	経済産業大臣

番号	業種	許可等	根拠法	有効期間	許認可権者
57	個別信用購入あっせん業	登録	割賦販売法（第35条の3の23）	3年	経済産業大臣
58	金融商品取引業、投資助言・代理業、投資運用業	登録	金融商品取引法（第29条）	—	内閣総理大臣
59	適格機関投資家等特例業務	届出（*）	金融商品取引法（第63条）	—	内閣総理大臣 （*）届出番号は確認不要
60	海外投資家等特例業務	届出（*）	金融商品取引法（第63条の9）	—	内閣総理大臣 （*）届出番号は確認不要
61	移行期間特例業務	届出（*）	金融商品取引法（附則第3条の3）	—	内閣総理大臣 （*）届出番号は確認不要
62	商品先物取引業	許可	商品先物取引法（第190条）	6年	農林水産大臣・経済産業大臣
63	商品投資顧問業	許可	商品投資に係る事業の規制に関する法律（第3条）	6年	農林水産大臣・経済産業大臣
64	特定店頭商品デリバティブ取引業	届出（*）	商品先物取引法（第349条）	—	農林水産大臣 及び 経済産業大臣（いずれか又は両方） （*）届出番号は確認不要
65	商品先物取引仲介業	登録	商品先物取引法（第240条の2）	6年	農林水産大臣・経済産業大臣
66	資金移動業	登録	資金決済に関する法律（第37条）	—	内閣総理大臣
67	自家型前払式支払手段発行者	届出（*）	資金決済に関する法律（第5条）	—	内閣総理大臣 （*）届出番号は確認不要
68	第三者型前払式支払手段発行者	登録	資金決済に関する法律（第7条）	—	内閣総理大臣
69	金融商品仲介業	登録	金融商品取引法（第66条）	—	内閣総理大臣
70	有価証券等仲介業	登録	金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（第12条）	—	内閣総理大臣

※事業所の所在が政令都市、中核市、特別区等の場合は、権限移譲により許可権者が異なる場合があります。

- （注1）自家用有償旅客運送事業のうち、自動車の運行管理の体制の整備等について一般旅客自動車運送事業者の協力を得て行う運送（事業者協力型自家用有償旅客運送）に係る登録の有効期間と当該登録の更新に際し是正措置の命令を受けていないこと等道路運送法で定める事項に該当する場合の有効期間は、5年です。
- （注2）高度管理医療機器・特定保守管理医療機器賃貸業とは、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」第39条に規定する「高度管理医療機器・特定保守管理医療機器貸与業」のうち、対価を得て貸与を行うものをいいます。
- （注3）産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可の更新を受けた事業者であって、当該許可の更新に際し、事業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者として環境省令で定める基準に適合すると認められたものに係る許可の更新期間は、7年です。
- （注4）住宅宿泊事業については、住宅を活用して宿泊サービスを提供する事業であって、住宅宿泊事業法で年間提供日数が180日以内に制限されています。
- （注5）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する営業をいいます。
- （注6）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第4号及び第5号のいずれかに該当する営業をいいます。

主な保証制度一覧

保証制度名			制度略称 信用保証書の記載	適用となる保険	保証限度額 ※1
国の保証制度 (保険特例等)	1	一般保証	普通または長期	普通保険 無担保保険	2億8,000万円 (組合の場合 4億8,000万円)
	2	電子記録債権割引個別保証	でんさい	普通保険 無担保保険	2億8,000万円 (組合の場合 4億8,000万円)
	3	電子記録債権割引根保証	でんさい根保証	普通保険 無担保保険	2億8,000万円 (組合の場合 4億8,000万円)
	4	事業者カードローン 当座貸越根保証	カード当貸	普通保険 無担保保険	100万円以上 2,000万円
	5	当座貸越根保証	当座貸越	普通保険 無担保保険	100万円以上 2億8,000万円
	6	特定社債保証 (保証付私募債)	特定社債	特定社債保険	4億5,000万円
	7	流動資産担保融資保証 (ABL保証)	ABL根保証 または ABL個別保証	流動資産担保保険	2億円
	8	求償権消滅保証 (ランクアップ保証)	求償権消滅	保険は自由に選択できます (利用できない保険もあります)	利用する保険及び保証制度の 定めるところによります。
	9	小口零細企業保証 (全国小口)	全国小口	保険は自由に選択できます (利用できない保険もあります)	2,000万円
	10	自主廃業支援保証	自主廃業支援	普通保険 無担保保険	3,000万円
	11	財務要件型無保証人保証	財務型無保証人	普通保険 無担保保険	2億8,000万円 (組合の場合 4億8,000万円)
	12	事業承継特別保証制度	承継特別〇〇〇	普通保険 無担保保険	2億8,000万円 (組合の場合 4億8,000万円)
	13	セーフティネット保証 (経営安定関連保証)	経営安定関連	普通保険 無担保保険	2億8,000万円 (組合の場合 4億8,000万円)
	14	経営革新関連保証	経営革新関連	普通保険 無担保保険	2億8,000万円 (組合の場合 4億8,000万円)
	15	創業関連保証	創業関連	無担保保険	3,500万円
	16	再挑戦支援保証	再挑戦支援	無担保保険	3,500万円

本表は全ての保証制度を記載しているものではありません。各保証制度の詳細につきましては、当協会までお問い合わせください。

令和8年4月1日現在

保証期間 ※1	融資利率 (年率%)	保証料率（年率%） ※2		備 考
		責任共有対象	責任共有対象外	
20年以内（据置1年以内）	金融機関 所定	0.45～1.90%	—	
1年以内	金融機関 所定	0.45～1.90%	—	
1年間	金融機関 所定	0.39～1.62%	—	一定の保証金額の範囲内で電子記録債権割引を繰り返し利用することが可能です。
1年間もしくは2年間	金融機関 所定	0.39～1.62%	—	原則として担保は不要です。
1年間もしくは2年間	金融機関 所定	0.39～1.62%	—	5,000万円を超える場合は、原則として担保が必要です。
2年以上 7年以内	金融機関 所定	0.45～1.90%	—	部分保証（保証割合80%）です。（発行最高限度額は5億6,000万円です） 取扱金融機関との共同保証形式となります。 保証金額が2億円を超える場合は担保が必要です。 保証金額は普通保険及び無担保保険（ともに経営安定関連保険特例分を除く）並びに特定社債保険を合わせて5億円が上限となります。保証人不要。
根保証 1年間 個別保証 1年以内	金融機関 所定	0.68%	—	部分保証（保証割合80%）です。（融資限度額は2億5,000万円です） 必ず流動資産を担保とする必要があります。保証人不要。
利用する保険及び保証制度の 定めるところによります。	金融機関 所定	—	利用する保険 によって 決定します。	責任共有対象外（100%保証）となります。 事業再生計画の成立が必要です。
10年以内（据置6ヶ月以内）	金融機関 所定	—	0.50～2.20% ※3	従業員20人（商業・サービス業は5人、ただし、サービス業のうち宿泊業及び娯楽業については20人）以下の中小企業者が保証対象となります。 責任共有対象外（100%保証）となります。 既往保証付融資との合計が2,000万円以下である必要があります。
1年以内	金融機関 所定	0.45～1.90%	—	現在事業を行っている中小企業者であって、事業譲渡や経営者交代等による事業継続が見込めず、自主的な廃業を選択する中小企業者に対して、そのために必要となる事業資金を保証する制度です。
一括返済 2年以内 分割返済 運転 7年以内（据置1年以内） 設備 10年以内（据置1年以内） 運転設備 10年以内（据置1年以内）	金融機関 所定	0.45～1.90%	—	保証人不要。
一括返済 1年以内 分割返済 10年以内（据置1年以内）	金融機関 所定	0.45～1.90% (*)	—	本制度は事前審査制であり、令和2年1月1日以降に事業承継を行った事業者、若しくは保証申込から3年以内に事業承継を行う計画を有している法人が対象です。保証人不要。 (*) 中小企業活性化協議会および事業承継・引継ぎ支援センターが確認したガバナンス体制の整備に関するチェックシートの添付がある場合、保証料0.20～1.15%となります。
10年以内（据置1年以内）	金融機関 所定	0.68%	0.800%	1～4、6号は責任共有対象外（100%保証）となります。 普通・無担保について別枠での利用が可能です。 中小企業保険法第2条第5項第6号の認定の場合、保証限度額が2億8,000万円から3億8,000万円となります。
運転 5年以内（据置1年以内） 設備 7年以内（据置1年以内） 運転設備 7年以内（据置1年以内）	金融機関 所定	0.68%	0.800%	普通・無担保について別枠での利用が可能です。
10年以内（据置1年以内）	金融機関 所定	—	0.70%	責任共有対象外（100%保証）となります。 また、再挑戦支援保証、スタートアップ創出促進保証と合わせて3,500万円が保証金額の上限となります。 (無担保保険8,000万円の枠内での利用となります。)
10年以内（据置1年以内）	金融機関 所定	—	0.70%	責任共有対象外（100%保証）となります。 また、創業関連保証、スタートアップ創出促進保証と合わせて3,500万円が保証金額の上限となります。 (無担保保険8,000万円の枠内での利用となります。)

保証制度名		制度略称 信用保証書の記載	適用となる保険	保証限度額 ※1
国の保証制度 (保険特例等)	17	スタートアップ創出促進保証 (S S S 保証)	S S S 保証	無担保保険 3,500万円
	18	経営承継関連保証	経営承継関連	普通保険 無担保保険 2億8,000万円
	19	事業再生計画実施関連保証 (経営改善サポート保証)	改善サポート○	普通保険 無担保保険 2億8,000万円 (組合の場合 4億8,000万円)
	20	事業再生計画実施関連保証 (経営改善・再生支援強化型)	改善サポ経再○	普通保険 無担保保険 2億8,000万円 (組合の場合 4億8,000万円)
	21	経営力向上関連保証	経営力向上関連 または 特例経営力向上	普通保険 無担保保険 2億8,000万円 (組合の場合 4億8,000万円)
	22	危機関連保証	危機関連保証	普通保険 無担保保険 2億8,000万円 (組合の場合 4億8,000万円)
	23	特定経営承継関連保証	特定経営承継	普通保険 無担保保険 2億8,000万円
	24	経営承継準備関連保証	経営承継準備	普通保険 無担保保険 2億8,000万円
	25	特定経営承継準備関連保証	特定経営承継準備	普通保険 無担保保険 2億8,000万円
	26	経営承継借換関連保証	承継借換○○	普通保険 無担保保険 2億8,000万円
	27	事業者選択型経営者保証非提供 促進特別保証制度 (国補助制度)	国補助選択型	無担保保険 8,000万円
	28	プロパー融資借換特別保証制度	プロパー借換	普通保険 無担保保険 2億8,000万円 (組合の場合 4億8,000万円)
	29	経営力強化保証	経営力強化 または 経営力強化○○	普通保険 無担保保険 2億8,000万円 (組合の場合 4億8,000万円)
	30	協調支援型特別保証制度	協調特別○○ または 協調特別○○借	普通保険 無担保保険 2億8,000万円 (組合の場合 4億8,000万円)

本表は全ての保証制度を記載しているものではありません。各保証制度の詳細につきましては、当協会までお問い合わせください。

令和8年4月1日現在

保証期間 ※1	融資利率 (年率%)	保証料率（年率%） ※2		備 考
		責任共有対象	責任共有対象外	
10年以内（据置1年（*）以内）	金融機関 所定	—	0.90%	責任共有対象外（100%保証）となります。 法人の方のみが対象であり、保証人不要。 創業資金総額の1/10以上の自己資金が必要な場合があります。 制度所定の創業計画書のご提出が必要です。 本制度を利用した場合、所定の時期に中小企業活性化協議会によるガバナンス体制の整備に関するチェックを受けていただきます。 また、創業関連保証及び再挑戦支援保証と合わせて3,500万円が保証金額の上限となります。（無担保保険8,000万円の枠内での利用となります。） （*）所定の要件を満たすと据置3年以内
運転 10年以内 設備 15年以内	金融機関 所定	0.45～1.90%		普通・無担保について別枠での利用が可能です。
一括返済 1年以内 分割返済 15年以内 (据置1年以内)	金融機関 所定	0.68%	0.800%	普通・無担保について別枠での利用が可能です。 責任共有対象外の保証付融資を本保証制度で借換える場合（同額内の借換に限り）のみ、責任共有制度対象外（100%保証）となります。
一括返済 1年以内 分割返済 15年以内 (据置3年以内)	金融機関 所定	該当要件によって決定します。		普通・無担保について別枠での利用が可能です。ただし、保証限度額については、事業再生計画実施関連保証と同一枠です。 国による保証料の補助が行われます。なお、条件変更に伴い追加して生じる保証料については、補助対象外です。保証人免除要件あり。
運転 5年以内（据置1年以内） 設備 7年以内（据置1年以内）	金融機関 所定	0.68%	0.800%	普通・無担保について別枠での利用が可能です。 保証人不要の特例あり。
10年以内（据置2年以内）	金融機関 所定	—	0.800%	責任共有対象外（100%保証）となります。 普通・無担保について別枠での利用が可能です。セーフティネット保証及び東日本大震災復興緊急保証、災害関係保証並びに本保証分の合算で、普通保険に係る保証4億円、無担保保険に係る保証1億6千万円が保証限度額となります。
運転 10年以内（据置1年以内） 設備 15年以内（据置1年以内）	金融機関 所定	0.45～1.90%	—	事業承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じているとして、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者の代表者個人が対象となります。
運転 10年以内（据置1年以内） 設備 15年以内（据置1年以内）	金融機関 所定	0.45～1.90%	—	普通・無担保について別枠での利用が可能です。 事業承継・その他の事情等により、事業活動の継続に支障を来しているとして、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者が対象となります。保証人免除要件あり。
運転 10年以内（据置1年以内） 設備 15年以内（据置1年以内）	金融機関 所定	1.15%	—	経済産業大臣の認定を受けた事業を営んでいない個人であり、中小企業者の経営の承継にかかる資金が対象となります。
一括返済 1年以内 分割返済 10年以内 (据置1年以内)	金融機関 所定	0.45～1.90% （*）	—	保証申込から3年以内に事業承継を行う計画を有している法人が対象です。 本制度は事前審査制です。保証人不要。 （*）中小企業活性化協議会および事業承継・引継ぎ支援センターが確認したのガバナンス体制の整備に関するチェックシートの添付がある場合、保証料0.20～1.15%となります。
一括返済 1年以内 分割返済 10年以内 (据置1年以内)	金融機関 所定	0.7～2.35% （*）	0.75～2.65% （*）	セーフティネット保証を併用する場合、無担保保険について別枠で8,000万円の利用が可能です。保証人不要。担保不要。 （*）令和8年4月1日から令和9年3月31日までにお申込まいただいた場合、0.05%に相当する額について国からの補助が受けられます。
一括返済 1年以内 分割返済 10年以内 (据置1年以内)	金融機関 所定	0.45～1.90%	—	本制度は事前審査制であり、保証企画課（TEL:027-231-8875）にて一括でお取り扱いさせていただきます。保証人不要。
一括返済 1年以内 運転 5年以内（据置1年以内） 設備・運設 7年以内 (据置1年以内) 借換 10年以内（1年以内）	金融機関 所定	利用する保険 によって 決定します。	—	所定の「事業行動計画書」の添付が必要です。
一括返済 1年以内 運転 10年以内（据置1年以内） 設備・運設 10年以内 (据置3年以内)	金融機関 所定	0.45～1.90% （*）	—	次のいずれかに該当する方が対象です。 ①本制度の実行と同時に、申込金融機関のプロパー融資を受けること ②申込金融機関の支援を受けて、経営行動計画の策定・実行・進捗報告を行うこと （*）所定の保証料補助があります。

保証制度名		制度略称 信用保証書の記載	適用となる保険	保証限度額 ※1
(国の保証制度 保険特例等)	31	モニタリング強化型特別保証制度	モニ特別	普通保険 無担保保険 2億8,000万円 (組合の場合 4億8,000万円)
	32	群馬県小規模企業事業資金	県小規模	保険は自由に選択できます (利用できない保険もあります) 2,000万円
群馬県融資制度	33	群馬県小規模企業事業資金 (小口零細企業資金)	県小規模小零	保険は自由に選択できます (利用できない保険もあります) 2,000万円
	34	群馬県中小企業 パワーアップ資金	県パワ革新等 または 県パワ新分野等	保険は自由に選択できます (利用できない保険もあります) 2億円 (内運転資金5,000万円)
	35	群馬県経営サポート資金 経営強化関連要件(Aタイプ)	県サポートA	保険は自由に選択できます (利用できない保険もあります) 6,000万円
	36	群馬県経営サポート資金 セーフティネット保証等関連要件(Bタイプ) (物価高騰等経済対策資金)	県サポートB	普通保険 無担保保険 6,000万円
	37	群馬県経営サポート資金 災害復旧関連要件(Cタイプ) (物価高騰等経済対策資金)	県サポC復旧	保険は自由に選択できます (利用できない保険もあります) 5,000万円 (内運転資金3,000万円)
	38	群馬県経営サポート資金 経営力強化保証要件(Hタイプ) (物価高騰等経済対策資金)	県サポートH	普通保険 無担保保険 1億円
	39	群馬県経営サポート資金 協調支援型特別保証要件(Iタイプ) (物価高騰等経済対策資金)	県協調I〇〇 または 県協調I〇〇借	普通保険 無担保保険 1億円
	40	群馬県緊急経営改善資金	県緊急経営改善	保険は自由に選択できます (利用できない保険もあります) 借換対象となる県制度融資の 既往融資残高
	41	群馬県創業者・再チャレンジ 支援資金(Aタイプ)	県創業者A	保険は自由に選択できます (利用できない保険もあります) 4,500万円 (内運転資金2,500万円)
	42	群馬県創業者・再チャレンジ 支援資金(B-1タイプ)	県創業者B1	無担保保険 3,500万円
	43	群馬県創業者・再チャレンジ 支援資金(B-2タイプ)	県創業者B2	無担保保険 3,500万円

本表は全ての保証制度を記載しているものではありません。各保証制度の詳細につきましては、当協会までお問い合わせください。

令和8年4月1日現在

保証期間 ※1	融資利率 (年率%)	保証料率（年率%） ※2		備 考
		責任共有対象	責任共有対象外	
一括返済 運転 1年以内 設備・運設 10年以内（据置1年以内） 10年以内（据置3年以内）	金融機関 所定	0.45～1.90% (*)	—	認定経営革新等支援機関と連携して、月次管理を誓約する書面を提出している方が対象です。なお、申込金融機関が認定経営革新等支援機関となる場合は、申込人の金融機関からの総借入金残高のうち申込金融機関におけるプロパー融資残高の割合が5割以上である方に限ります。
運転 6年以内（据置6ヶ月以内） 設備 8年以内（据置6ヶ月以内）	責任共有対象 2.25%以内 責任共有対象外 2.2%以内	0.373～ 1.730% ※5	利用する保険 によって 決定します。	利用可能な金融機関は、地銀、第二地銀、信金、信組です。 従業員20人（商業・サービス業は5人、ただし、サービス業のうち宿泊業及び娯楽業については20人）以下の中小企業者が保証対象となります。平成25年度までに融資実行された小規模企業事業資金Bタイプ及び小口零細企業資金と合わせて、2,000万円以下である必要があります。
運転 6年以内（据置6ヶ月以内） 設備 8年以内（据置6ヶ月以内）	2.2%以内	—	0.40～2.00% ※4	利用可能な金融機関は、地銀、第二地銀、信金、信組です。 従業員20人（商業・サービス業は5人、ただし、サービス業のうち宿泊業及び娯楽業については20人）以下の中小企業者が保証対象となります。責任共有対象外（100%保証）となります。 既往保証付融資との合計が2,000万円以下である必要があります。
運転 7年以内（据置1年以内） 設備 12年以内（据置2年以内）	詳細は県HPを ご確認ください。	利用する保険によって 決定します。		県に対する事前の計画承認申請が必要です。 「経営革新等促進要件」に該当する場合、融資利率は1.4%以内（保証付の場合）です。
運転 10年以内（据置1年以内） 設備 10年以内（据置2年以内）	責任共有対象 2.05%以内 責任共有対象外 2.0%以内	0.373～ 1.730% ※5	利用する保険 によって 決定します。	融資限度額はA, B, Cの各タイプ合計で1億2千万円です。 経営安定関連保険特例は利用できません。（ただし、同額内借換の場合を除く） 融資限度額には群馬県経営強化支援資金の融資残高を含みます。
運転 10年以内（据置1年以内） 設備 10年以内（据置2年以内）	1.7%以内	0.68%	0.800%	融資限度額はA, B, Cの各タイプ合計で1億2千万円です。 セーフティネット保証（経営安定関連保証）1,2または5号を利用し融資限度額には群馬県セーフティネット資金及び群馬県経営サポート資金Dタイプの融資残高を含みます。
運転 7年以内（据置2年以内） 設備 10年以内（据置2年以内）	1.7%以内	0.373～ 1.730% ※5	利用する保険 によって 決定します。	融資限度額はA, B, Cの各タイプ合計で1億2千万円です。
運転 5年以内（据置1年以内） 設備・運設 7年以内（据置1年以内） 借換 10年以内（据置1年以内）	1.7%以内	該当要件によっ て決定します。	—	A, B, C, F, Iタイプと別枠での利用が可能です。 Gタイプと合算で1億円が融資限度額です。
一括返済 運転 1年以内（据置1年以内） 設備・運設 10年以内（据置3年以内）	1.7%以内	0.23%～ 1.90% (*)	—	A, B, C, F, Hタイプと別枠での利用が可能です。 (*) 国による所定の保証料補助に、県の保証料補助が上乗せされる要件があります。P.6をご確認ください。
運転 10年以内（据置1年以内）	責任共有対象 1.65%以内 責任共有対象外 1.6%以内	0.373～ 1.730% ※5	利用する保険 によって 決定します。	既往融資残高に対する上乗せ（真水）は認められません。
運転 10年以内（据置1年以内） 設備 10年以内（据置2年以内）	責任共有対象 1.85%以内 責任共有対象外 1.8%以内	0.373～ 1.730% ※5	利用する保険 によって 決定します。	融資限度額はA, B -1, B -2, B -3, C, Dの各タイプ合計で4,500万円です。 (内運転資金は2,500万円まで)
運転 10年以内（据置1年以内） 設備 10年以内（据置1年以内）	1.8%以内	—	0.70%	創業関連保証を利用し責任共有制度の対象外（100%保証）です。 融資限度額はA, B -1, B -2, B -3, C, Dの各タイプ合計で4,500万円（内運転資金は2,500万円まで）、B -1, B -2, B -3, C, Dの各タイプ合計で3,500万円です。
運転 10年以内（据置1年以内） 設備 10年以内（据置1年以内）	1.8%以内	—	0.50%	当協会または認定経営革新等支援機関から創業計画策定等の支援を受けた方が保証対象となります。 創業関連保証を利用し責任共有制度の対象外（100%保証）です。 融資限度額はA, B -1, B -2, B -3, C, Dの各タイプ合計で4,500万円（内運転資金は2,500万円まで）、B -1, B -2, B -3, C, Dの各タイプ合計で3,500万円です。

保証制度名			制度略称 信用保証書の記載	適用となる保険	保証限度額 ※1
群馬県融資制度	44	群馬県創業者・再チャレンジ支援資金（B-3タイプ）	県創業者B3	無担保保険	3,500万円
	45	群馬県創業者・再チャレンジ支援資金（Cタイプ）	県創業者C	無担保保険	3,500万円
	46	群馬県創業者・再チャレンジ支援資金（Dタイプ）	県創業者D	無担保保険	3,500万円
融資制度 市町村	47	小口資金	〇〇〇小口	保険は自由に選択できます (利用できない保険もあります)	1,250万円
当協会独自制度	48	事業者カードローン当座貸越根保証「Gライトカード」	Gライトカード	普通保険 無担保保険	100万円以上 500万円
	49	事業承継サポート保証	承継サポート	普通保険 無担保保険	2億8,000万円
	50	SDGs 私募債保証	SDGs 私募債	特定社債保険	4億5,000万円
	51	SDGs 応援保証	SDGs 応援	普通保険 無担保保険	8,000万円 (*)
	52	未来挑戦応援保証	Gアップ保証	普通保険 無担保保険	8,000万円 (*)

※1 国の制度（一般保証含む）・当協会独自制度については、「保証限度額」「保証期間」を記載し、県・市町村制度については、「融資限度額」「融資期間」を記載しています。

※2 保証料率は基準料率を記載しています。貸付金額に対する率となります。保証制度によっては保証料を上乗せすることで経営者保証の提供を選択しないことを検討することができます。

※3 普通保険、無担保保険を利用する場合、基準料率は0.50～2.20%となりますが、それ以外の保険を利用する場合は利用する保険によって決定します。

※4 普通保険、無担保保険を利用する場合、基準料率は0.40～2.00%となりますが、それ以外の保険を利用する場合は利用する保険によって決定します。

本表は全ての保証制度を記載しているものではありません。各保証制度の詳細につきましては、当協会までお問い合わせください。

令和8年4月1日現在

保証期間 ※1	融資利率 (年率%)	保証料率(年率%) ※2		備 考
		責任共有対象	責任共有対象外	
運転 設備 10年以内(据置1年以内) 10年以内(据置1年以内)	1.8%以内	—	0.45%	当協会または認定経営革新等支援機関から創業計画策定等の支援を受けた方で、女性又は若者(34歳以下)又はシニア(55歳以上)の方が保証対象となります。 創業関連保証を利用し責任共有制度の対象外(100%保証)です。 融資限度額はA、B-1、B-2、B-3、C、Dの各タイプ合計で4,500万円(内運転資金は2,500万円まで)、B-1、B-2、B-3、C、Dの各タイプ合計で3,500万円です。
運転 設備 10年以内(据置1年以内) 10年以内(据置1年以内)	1.8%以内	—	0.70%	事業廃止又は会社解散後の再チャレンジを支援する制度です。 再挑戦支援保証を利用し責任共有制度の対象外(100%保証)です。 融資限度額はA、B-1、B-2、B-3、C、Dの各タイプ合計で4,500万円(内運転資金は2,500万円まで)、B-1、B-2、B-3、C、Dの各タイプ合計で3,500万円です。
運転 設備 10年以内(据置1年以内) 10年以内(据置1年以内)	1.8%以内	—	0.90%	法人の方のみが対象であり、保証人不要。 スタートアップ創出促進保証を利用し責任共有制度の対象外(100%保証)です。 融資限度額はA、B-1、B-2、B-3、C、Dの各タイプ合計で4,500万円(内運転資金は2,500万円まで)、B-1、B-2、B-3、C、Dの各タイプ合計で3,500万円です。
運転 設備 6年以内(据置6ヶ月以内) 8年以内(据置6ヶ月以内)	各市町村の定めによります	利用する保険によって 決定します。		原則として担保は不要です。 県・市町村の保証料補助があります。 ※6
1年間もしくは2年間	金融機関 所定	0.39~1.62%	—	原則として担保は不要です。 本制度のご利用は1企業1件となります。
15年以内(据置2年以内)	金融機関 所定	0.45~1.90%	—	
2年以上~7年以内	金融機関 所定	0.35~1.80%	—	部分保証(保証割合80%)です。(発行最高限度額は5億6,000万円です。) 当協会と提携した金融機関においてのみ利用可能です。保証人不要。
一括返済 1年以内	金融機関 所定	0.428~ 1.805%	—	保証人不要。資金用途は運転資金のみ。 (*) 他の短期一括継続保証(Gリポート保証、Gリポートプラス保証、Gエールプラス保証)の利用残高との合計額が直近決算における平均月商の2倍以内となる必要があります。
13年以内(据置3年以内)	金融機関 所定	0.405~ 1.710%	—	早期経営改善計画策定支援事業の利用が要件となります。 (*) 運転資金は直近決算の平均月商の2ヶ月分以内(既存借入の回収分を除く)

※5 普通保険、無担保保険を利用する場合、基準料率は0.373~1.730%となりますが、それ以外の保険を利用する場合は利用する保険によって決定します。

※6 各市町村の一部融資制度については保証料補助がありますが、補助率が異なるため詳細につきましては当協会までお問い合わせください。

各制度の対象者、要件、条件、必要書類等詳細につきましては、当協会までお問い合わせください。

県・市町村の制度融資につきましては、本表掲載以外のものもございます。詳しくは、県・市町村または当協会までお問い合わせください。

群馬県信用保証協会業務区域図

